

利根川



VOL. 2

1998 12月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員紹介コーナー

広瀬桃木両用水土地改良区



広瀬桃木両用水土地改良区は、今から約450～60年前の天文8年と12年の大洪水により、利根川が現在の流れに変わったと云われ、その流路変遷によって出現した広漠たる河川敷を開拓し、耕地とし、そのかんがい用水を求めるため勢多郡北橋村下箱田地内の利根川へ桃木堰、広瀬堰を設けたのが始まりであります。

受益地区は、前橋市、伊勢崎市、玉村町の一部2,600ha、組合員5,900人、大正用水等の分水を含めて最大取水量35m³/sの許可水利権を有し、多目的として県、民営合わせて6発電所に用水を供給しています。広瀬、桃木の両川は古くから地域用水として親しまれ、船運、前橋城内、また城下の生活用水、製糸等の工業用水と時代背景による利用をされてきましたが、現在では市街地の進展に伴い洪水調整、下水の受け入れ、希釈、防火等の他、広瀬川河畔道路や親水性を持った桃木川サイクリングロードも整備され地域住民にやすらぎの場を提供するなど、かんがい用水のみならず地域用水として大きな役割を果たしています。

沼田平土地改良区



沼田平土地改良区は、昭和29年受益面積1,300haの片品川沿岸土地改良区として設立しましたが、事情により片品川左岸（現在の昭和村）を除外、沼田市・白沢村・川場村の753haを受益地に、昭和33年名称も沼田平土地改良区に変更しました。

事業は、県営事業により片品川頭首工、導水幹線（遂道7,651m）幹線水路、貯水池等を造成、末端を団体営事業によりほ場整備、開田、畑地かんがい事業を実施、昭和44年度をもって終了しております。

現在は、おもに用水の管理を行っておりますが、水路沿線に宅地が増え、下水の無断進入、ゴミの投棄が年々増え水質も悪化しており、住民のモラルの低下に頭をいためているところであります。

用語解説コーナー

水利権の話をする時に、よく耳にする言葉として「特水」、「準特」、「特定」がありますが、これらは「河川法」と「特定多目的ダム法」により定められている言葉です。

「特水」、「準特水」とは、河川法における水利の使用区分をしめしたもので、「特定」とは特定多目的ダム法における負担の区分をしめず言葉です。

「特水」、「準特水」

水利使用の区分

水利使用区分は、河川法施行令第2条3号（特定水利使用）及び同第45条第3号（準特定水利使用）に次のように定められています。

区 分	かんがい	発電	水 道	鉱工業用水道
特定水利使用	最大取水量 1.0m ³ /s 以上又はかんがい面積 300ha以上	すべて	最大取水量2,500 m ³ /日又は給水人 口 1万人以上	最大取水量2,500 m ³ /日以上
準特定水利使用	最大取水量 0.3m ³ /s 以上又はかんがい面積 100ha以上		最大取水量1,200 m ³ /日又は給水人 口5,000人以上	最大取水量1,200 m ³ /日以上
その他の水利使用	上記以外			

河川使用の処分権者

河川使用に関する処分権者は、次のとおりです。

水利使用区分		特定水利使用	準特定水利使用	その他の水利使用
河川区分				
一級河川	直轄区間 大臣管 理区間	建設大臣	地方建設局長	地方建設局長
	指定区間 知事管 理区間	建設大臣	知事 但し、地方建設 局長の認可	知事
二級河川		知事 但し、建設大臣の 認可	知事	知事
準用河川		市町村長 但し、知事の認可	市町村長	市町村長

「特定」

特定多目的ダム法第10条では、費用負担させる者を「専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯蓄を利用して流水をかんがいの用に供する者」と定めています。この場合に、「新規特定かんがい用水」とか「特定かんがい」などと表現しています。

これに対して、従来から取水している（既得）農業用水はダム使用権を設定しなくても既にダム自体の建設の目的の中にその量を確保することが含まれており、費用負担を行いません。

これを「不特定かんがい用水」とか単に「不特定」と言っています。



水入 い ら ず

疎遠な者が加わらないこと。ごく親しい者だけのあつまりで、他人がまじわらないこと。「親子・水入らず」

水の泡 あわ

水面に浮かぶあわ。消えやすくはかないことをたとえていう。
努力したかいがないことのとたとえ。

烏 カラス の行

入浴を大急ぎですませてしまうこと。転じて、物事を念入りにやらずに簡単に片づけてしまうこと。

地域用水機能増進事業

農業水利は、かんがい用水ばかりでなく、地域用水として地域社会の中で大きな役割を果たしています。農業用の水利施設が有している環境用水などの地域用水機能を高め、維持・保全していくためには地域社会との連携を図りながら広域的な施設管理、水管理体制を整備する必要があります。

地域用水機能増進事業は、地域用水機能を増進させるための各種活動に対して支援していくために、平成10年度の新規事業として創設されました。

県内においては、本年度3土地改良区がこの事業によりそれぞれ独自の事業を推進する予定です。

事業の内容

- 1) 地域用水機能増進計画の策定
- 2) 地域用水機能増進支援活動
- 3) 地域用水機能増進活動
- 4) 3)を補完する施設等の改修整備など

採択要件

受益面積が概ね200ha以上であって、かつ、末端支配面積が5ha以上

事業主体

土地改良区、市町村

補助率

国 50%、県25%

待矢場両堰土地改良区



当地区の管理用水は、国営事業によって渡良瀬川に造成された太田頭首工（旧待堰位置）から取水し、太田幹線水路を経て新田堀幹線と矢場幹線とに分かれます。新田幹線は途中で大谷幹線を分水し長堀幹線となり、矢場幹線は三栗谷用水土地改良区受益の三栗谷導水路へ分水します。これらの幹線水路から県営事業等による支線水路に分かれ、末端では、県営・団体営ほ場整備事業により整備された水路を通して水田（受益面積約4,800ha、組合員数8,847人）に配水しています。

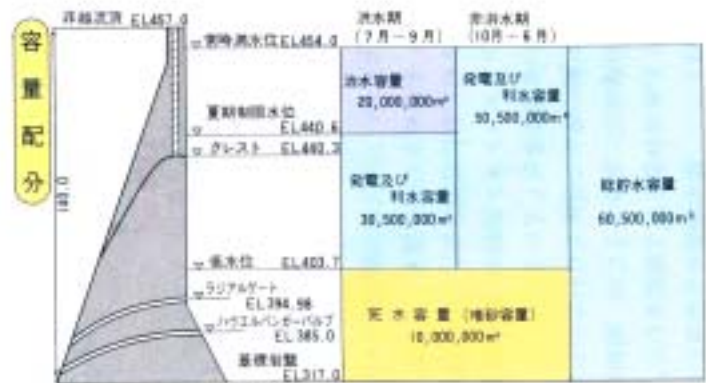
また、頭首工等国営事業により造成された三栗谷用水土地改良区との共用施設の管理を行うため、昭和61年3月、渡良瀬川中央土地改良区連合を設立しています。

当地区の歴史は古く、足利時代末期、元龜元年（1570年）に新田金山の城主・由良信濃守成繁、館林足利城主・長尾但馬守顕長両城主の命により、新田堀、休泊堀の開削が行われたのが待堰、矢場堰の起源とされています。

現在、都市化が進む中において、土地改良施設が地域用水の源として、あるいは地域資産として重要な役目を担っています。

群馬県内ダム紹介コーナー

草木ダム



ダム諸元

管理者	水資源開発公団	流域面積(km ²)	254.0	型式	重力式コンクリートダム
河川名	渡良瀬川	湛水面積(km ²)	1.70	放流設備	外スゲート、バルブ コンジットゲート
貯水池名	草木湖	位置	群馬県勢多郡東村	発電	東発電所(県)

目的

洪水調節・特定かんがい・発電・水道用水・工業用水